



九州医療センター



# ホットとニュース

vol.5  
2019.10.1

9/17にHIV内定取り消し訴訟の判決が出ました。  
今月号では、HIV陽性者の就労について取り上げます。

2017年12月、北海道在住の男性が道内の病院で社会福祉士として内定が決まり、2018年2月から就職する予定でした。男性は過去にこの病院を受診したことがあり、病院側は男性に許可を得ずに当時のカルテを見ました。そこで男性がHIV陽性者であることを知り、HIV感染を告げなかったことを理由に、内定を取り消されました。

この男性は病院を運営する社会福祉法人を相手に損害賠償を求め、9/17地裁は内定取り消しを違法と判断しました。判決で裁判長は「HIV感染の情報は極めて秘密性が高い。事実を告げなかったとしても、内定を取り消すことは許されない」と指摘し、さらに「そもそも事業者が採用に当たって感染の有無を確認することは、特段の事情がない限り許されない」と述べています。

この訴訟だけでなく、過去にもHIV感染を理由とする採用拒否や解雇に関する判例が見られます。厚生省は平成7年に職場におけるエイズ問題に関する方針を作成する上で参考とすべき基本的な考え方「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」を示しています。

## 「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」(抜粋)

<平成7年2月20日 労働省労働基準局・職業安定局長通知、平成22年4月30日 一部改正>

- ◆ 事業者は労働者に対してHIV検査は行わないこと。
- ◆ 事業者は、労働者の採用選考を行うに当たって、HIV検査を行わないこと。
- ◆ HIV感染の有無に関する労働者の健康情報については、秘密の保持を徹底すること。
- ◆ HIVに感染していても健康状態が良好である労働者については、その処遇において他の健康な労働者と同様に扱うこと。
- ◆ HIVに感染していることそれ自体によって、就業禁止に該当することはないこと。
- ◆ HIVに感染していることそれ自体は解雇の理由とならないこと。

HIV感染のみを理由に就労の機会が奪われてはならないこと、HIVを職場に申告する必要がないこと、が改めて社会に示されました。万が一、HIVを理由に不利益な扱いがあった場合も今回の訴訟のように、上記ガイドラインによって皆さんの権利は守られます。しかしながら皆さんの中には仕事を続けていく中で、様々な不安を感じることもあるかもしれません。一人で抱えず、ソーシャルワーカーはじめコンバインドクリニックのスタッフにお気軽にご相談ください。皆さんが安心して治療を続け健康的な生活を送れるよう、私たちも一緒に考えていきたいと思っています。

### 検索ワード

- プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン
- 障害者雇用(障害者枠)
- Futures Japan, 就労
- ハローワーク
- 日本エイズ学会『HIV感染を理由とした職業差別の廃絶に向けた声明』

特定非営利活動法人  
ぷれいす東京



「HIVよくある質問・みんなの回答集」では、職場への告知や会社の健康診断などの仕事に関する質問の他、医療制度や人間関係、恋愛・セックスなどの質問に当事者が答えています。また、「ネスト・プログラム」をクリックすると、就職支援セミナーの案内や参加者の感想が見れます。とても充実したWEBサイトですので、参考にしてくださいね。



## ～スタッフ紹介コーナー～

第5回目のスタッフ紹介はこの人！！当センター医師の小山和彦先生です♪



**Q.患者さんに向けて一言**

A.なるべく分かりやすい説明を心がけます。

**Q.家族**

A.妻と息子一人です。



**Q.休日の過ごし方**

A.録りためた「ゲゲゲの女房」を見てます。



**Q.趣味**

A.山岳部でしたので登山です！基山、宝満山は何度か、英彦山は鎖場が久々で怖かったです。

**Q.感銘を受けた人・本**

A.星新一の短編の発想にはっとします。夏目漱石も読み返しますね。ベルヌの「神秘の島」は、僕を理系に導いてくれた大切な一冊です。



**Q.好きな食べ物・得意料理・お酒**

A.下戸です。角煮とかミネストローネとか作ります。ケーキも好きです！



**Q.マイブーム**

A.三国志展が楽しみです！

## 外来休診のご案内

エイズ学会のため、**11月27日(水)～29日(金)**は休診となります。学会期間中の詳細につきましては、コンバインドクリニックセンターに掲示しますのでご確認ください。

## 重度障害者医療証提出のお願い

福岡市内に住民票のある方は、9月末で重度障害者医療証の期限が切れています。受診の際は、新しい重度障害者医療証を会計窓口へ提出いただくようお願いいたします。  
**※期限切れの重度障害者医療証は使えません。**

## 福岡市重度心身障がい者福祉手当のご案内

主に、今年の9月1日時点で福岡市に住民票がある方もしくは福祉施設に入所している方で、身体障害者手帳もしくは療育手帳で一定の等級を受けている方は福岡市重度心身障がい者福祉手当(1万5千円・2万円)を受けることができます。  
詳細は各区福祉・介護保険課へお問い合わせください。

## 障害年金生活者支援給付金制度のご案内

この制度は所得の低い方の生活を支援するために年金に上乗せして支給するものです。  
**請求手続きが必要です。**詳細は掲示チラシをご覧ください。

## 編集後記

食欲の秋ですね。美味しいものを摂取した後は、「筋肉体操」を見ながら、運動に励んでいます。さて、「ホッとニュース」も早5号です。発行するに当たり、HIVに関わるソーシャルワーカー3人で内容を練っているのですが、いかがでしょうか？読まれた感想や内容のリクエスト、ご意見などございましたら、お気軽にお声かけください。(福岡県HIV派遣ソーシャルワーカー 田邊)

